

## 医療費自己負担

# 小学校卒業まで 通院は無料

## 福祉医療制度紹介

### 入院は中学校卒業まで

福祉医療制度は子ども、障害者、母子家庭、高齢者などの皆さんが安心して必要な医療が受けられるよう自己負担相当額を軽減するための助成制度です。

### 7月から「子ども医療制度」が変わります

事業名	現制度の内容	新制度の内容	所得制限
子ども医療制度 (旧乳幼児医療制度)	通院・・・就学前まで (6歳到達後最初の3月31日) 「子ども医療費受給者証」が発行され、医療機関での自己負担はありません。 入院・・・中学校卒業まで (15歳到達後最初の3月31日まで) 就学後は「子ども医療費受給者証」の発行はありません。医療機関でいったん支払い後、申請により返還します。	通院・・・小学校卒業まで (12歳到達後最初の3月31日) 「子ども医療費受給者証」が発行され、医療機関での自己負担はありません。 入院・・・中学校卒業まで (15歳到達後最初の3月31日まで) 小学校卒業(12歳到達後最初の3月31日)以降は「子ども医療費受給者証」の発行はありません。医療機関でいったん支払い後、申請により返還します。	なし

### その他の制度

事業名	内 容	所得制限
障害者医療制度	身体障害者手帳所持者 1級から3級 腎臓機能障害の4級 進行性筋萎縮症の4級から6級 IQ50以下の人 療育手帳所持者 自閉症と診断された人 「障害者医療費受給者証」が発行され、医療機関での自己負担はありません。	なし
母子家庭等医療制度	18歳の年度末までの児童を扶養している母(父)とその児童 父母のいない18歳の年度末までの児童 「母子家庭等医療費受給者証」が発行され、医療機関での自己負担はありません。	児童扶養手当本人一部支給制限額準用
精神障害者医療制度 (入院費は今年4月から実施)	通院・・・自立支援医療受給者証(精神通院)所持者 「精神障害者医療費受給者証」が発行され、医療機関(精神科診療のみ)での自己負担はありません。 入院・・・精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者 「精神障害者医療費受給者証」はありません。医療機関(精神科診療のみ)でいったん支払い後、申請により返還します。	なし
後期高齢者福祉医療費 給付制度 (旧福祉給付金制度)	後期高齢者医療の対象者のうち 母子家庭等医療該当者 戦傷病者手帳所持者 一人暮らし老人、寝たきり老人、認知症老人 障害者医療該当者 結核予防法、精神保健法による命令入所該当者 精神障害者保健福祉手帳1級または2級所持者 「後期高齢者福祉医療費受給者証」が発行され、医療機関での自己負担はありません。	母子家庭等医療に準ずる 障害児福祉手当準用 町民税非課税世帯 なし
一般不妊治療助成制度	一般不妊検査または一般不妊治療を受けている夫婦に、一般不妊治療などに掛かる経費の一部を助成します。	なし

問い合わせ先 保険課医療年金係 ☎(48)111(内215・257)